

能 力	処 理 方 式	種 類		汚水の等々の状態の値								汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	設置年月日	主 要 寸 法	構 造	能 力	処 理 方 式			
				N―ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目		単位									m ³ ／日	単位	
											mg／L	mg／L												mg／L
二八m ³ ／h	総合排水処理／凝集沈殿、中和、活性炭処理	工程排水処理施設		○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五・八 ～ 八・六	処理前	通常 の値	六三	通常 の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	KA中和槽 φ〇・六m×五・〇m	鉄骨・FRP造	七二m ³ ／日	中和処理
			○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五・八 ～ 八・六	処理後	通常 の値	六三											
			○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五・八 ～ 八・六	処理前	最大 の値	六三	最大 の値										
			○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五・八 ～ 八・六	処理後													

能 力	処 理 方 式	種 類		汚水の等々の状態の値								汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	設置年月日	主 要 寸 法	構 造	能 力	処 理 方 式				
				N―ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目		単位									m ³ ／日	単位		
											mg／L	mg／L												mg／L	mg／L
RO濃縮、蒸留	クローズド設備			一・五	六	二五	五〇	一六	二〇	五・八 ～ 八・六	二〇	五・八 ～ 八・六	二〇	二〇	通常の前	通常 の値	六五〇	通常 の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 No.2反応槽 No.2加圧浮上槽 排水ろ過器 回収凝集ろ過器 排水活性炭塔	φ一・〇m×一・四m φ一・三m×三・〇m φ一・三m×二・〇m φ一・三m×一・四m×二・三m φ一・八m×三・〇m φ一・八m×三・〇m	鉄骨・FRP造
			一・五	一	五	一二	二	二〇	五・八 ～ 八・六	二〇	二〇	通常の前	最大 の値	六五〇	最大 の値										
			二	八	三〇	六〇	一八	二〇	五・八 ～ 八・六	二〇	二〇	通常の前	最大 の値	六五〇	最大 の値										
			二	二	二〇	一五	五	二〇	五・八 ～ 八・六	二〇	二〇	通常の前													

[illegible]

主 要 寸 法	設置 年 月 日	使用 時 間 間 隔	一日 当 た り の 使 用 時 間	使用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		項 目	汚水	等の
					単位	m ³ ／日	単位	単位	
流量調整槽 間欠ばっ気槽 膜分離槽 活性炭原水槽 活性炭吸着装置 分配槽 ばっ気沈砂槽 流量調整槽 ばっ気・膜分離槽 ろ過ポンプ槽 活性炭吸着塔	平一七・五・三二	連続	二四時間	なし	通常値	五〇	処理前	五・八 〇・八・六	二五〇
					通常値		処理後	五・八 〇・八・六	
					最大値	一四〇	処理前	五・八 〇・八・六	
					最大値		処理後	五・八 〇・八・六	
五 排出水の量及び汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値	〇	通常値	五・八〇・八・六	項目	水素イオン濃度	汚水の
汚染状態の値	排水口 No. 1	一日当たりの排出水量	通常値						

二事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1縦覧期間 令和七年十月十七日から同年十一月七日まで 2縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所 ~~~~~ 大分県告示第三百九十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務を委託した。 令和七年十月十七日 大分県知事 佐藤 樹一郎 一指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都中央区日本橋三―九―一 日本橋三丁目スクエア十二階 二指定公金事務取扱者に係る指定をした日 令和七年九月一日 三委託をした日 令和七年九月一日 四委託期間 令和七年九月一日から令和八年三月三十一日まで			を加え、「第12条第3項」を「第12条第4項又は第5項」に改め、「保護者」の次に「又はその疑いがあると認められる保護者」を加える。 附 則 この訓令は、令和7年10月20日から施行する。		
○公 告 次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和七年十月十七日 大分県知事 佐藤 樹一郎 事業名 県営防災ダム事業（地震対策型） 物咄溜池地区 令三・九・二九 令七・一・一五 ~~~~~ 次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和七年十月十七日 大分県知事 佐藤 樹一郎 事業名 県営危険ため池緊急整備事業（ため池整備） 九郎仁田地区 令四・八・一一 令六・一一・一一			○警察本部訓令 大分県警察本部訓令第30号 警察本部 警察学校 警察署 大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。 令和7年10月17日 大分県警察本部長 嶋野 徹 第62条第4号ただし書中「受けた児童」の次に「又はその疑いがあると認められる児童」		